

2021年3月23日

会員の皆さま

緊急事態宣言解除後の対応

新型コロナウイルス感染症の拡大と緊急事態宣言を踏まえ、2021年1月14日から事務局職員の原則在宅勤務、及び大阪事務所のクローズを実施してまいりましたが、緊急事態宣言の解除等の現況を鑑み、活動についての方針と事務局の体制を、下記のとおり変更いたします。

1. 活動についての方針

- ①活動は、できる限りWEBを活用し集合型の場合には人数を抑制し、可能な限り3密を避ける環境を整えたうえで実施してください。
- ②引き続き、ACAPとしての会食や懇親会は、行いません。

2. 事務局について

- ①事務局職員は「在宅勤務を原則」から「在宅勤務を推奨」に変更し、業務に応じて出勤いたします。
- ②大阪事務所は、3月25日（木）より当面、週2日（火曜、木曜）オープンいたします。
- ③事務局会議室を使用する場合は、3密を避けるため、人数を東京は6名、大阪は8名を上限といたします。

皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

以上

ACAP事務局